

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室内規

平成18年5月10日
制 定

(設置)

第1条 愛媛大学教育・学生支援機構規則第10条第2項の規定に基づき、愛媛大学教育・学生支援機構（以下「機構」という。）に愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室（以下「教育企画室」という。）を置く。

(目的)

第2条 教育企画室は、愛媛大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）の指示のもと、愛媛大学（以下「本学」という。）の教育に関する諸課題について調査、研究等を行うとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の教育改革を推進することを目的とする。

(教育研究部門)

第3条 前条の目的を達成するため、教育企画室に次の各号に掲げる教育研究部門（以下「部門」という。）を置く。

- (1) 教育・学習支援部門
- (2) 教育調査・分析部門
- (3) 学生能力開発部門

(業務)

第4条 教育企画室は、機構長の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教育課題に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 教育の質保証のための教職員の能力開発に関すること。
- (3) 授業評価及びシラバスに関すること。
- (4) 学生の学習支援及び能力開発に関すること。
- (5) 四国地区大学教職員能力開発ネットワーク事業に関すること。
- (6) 教職員能力開発拠点事業に関すること。
- (7) その他教育開発に係る調査、研究等に関すること。

(組織)

第5条 教育企画室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員

ア 教育企画室に配属された機構の専任教員
イ 機構の専任教員（アを除く。） 若干人
ウ 本学（機構を除く。）の専任教員 若干人

- 2 室長は、機構長が指名する副機構長をもって充てる。
- 3 副室長は、本学の専任教員のうちから、機構長がその者が所属する学部等の長の同意を得て、委嘱する。
- 4 室員のうちイの者は機構長が指名し、ウの者は機構長がその者が所属する学部等の長の同意を得て、委嘱する。
- 5 副室長及び室員（アを除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 室長は、教育企画室の業務を掌理する。

- 2 副室長は、室長の職務を助ける。

3 室員は、教育企画室の業務を処理する。

(共同利用運営委員会)

第7条 教育企画室に、第10条に規定する共同利用の実施に関する重要な事項を審議するため、共同利用運営委員会を置く。

2 共同利用運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究員)

第8条 教育企画室に、研究員を置くことができる。

2 研究員は、教育企画室の業務に従事する。

3 研究員は、本学の職員のうちから、室長が推薦し、機構長が当該職員の所属する学部等の長の同意を得て、委嘱する。

(教育支援員)

第9条 教育企画室に、教育支援員を置くことができる。

2 教育支援員は、教育企画室の業務に参画する。

3 教育支援員は、他の大学、地方公共団体、民間企業等（以下「他の大学等」という。）の者の中から、室長が推薦し、機構長がその者が所属する他の大学等の長の承認を得て、委嘱する。

(共同利用)

第10条 教育企画室は、教職員の能力開発のため、本学の教育、研究に支障のない範囲で、本学のプログラム、設備、資料等を、他の高等教育機関等の利用に供することができる。

(事務)

第11条 教育企画室に関する事務は、教育学生支援部において処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、教育企画室に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年9月19日から施行する。